

## 日本学生支援機構奨学金

令和3年福島県沖を震源とする地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

以下の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室学生支援総括係までご相談ください。

### 1. 災害救助法適用地域及び適用日

【福島県】福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町  
(災害救助法適用日：2021年2月13日)

### 2. 給付奨学金家計急変採用

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内－家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書  (注意)「給付奨学金案内－家計急変」に記載の「事情書（所定様式）」は提出不要です。

### 3. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2021年1月以降で申込者が希望する月	2021年3月 (条件によって延長可能)
応急採用（第二種奨学金）	2020年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで